

青梅市空き店舗活用事業補助

【事業内容】

空き店舗を活用して新たに事業を行う方に対して施設の改修にかかる経費の一部を補助します。

【工事の要件】

空き店舗の改修工事の事業者は、市内に住所または事務所を有する事業者とします。

【対象者】

- 個人、または法人を設立して事業を開始する方
- 特定支援事業による支援を受け、証明書の発行を受けた方

【実施後の要件】

空き店舗が所在する地区を所管する商店会等に加入すること

【対象物件】

- 商業活動や事務所として使っていた施設であること
- 青梅市区域内の施設であること

【補助金額】

補助対象となる経費の1/2以内
※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

【対象にならない物件】

- 大規模小売店舗、店舗内のテナント、可動式店舗

【補助限度額】

100万円

【申請要件】

- 納期を経過した市町村民税を完納していること
- 暴力団関係者でないこと
- 対象物件(空き店舗)の所有者、所有者の同一世帯に属し生計を一にする者、または所有者の2親等内の血族および姻族でないこと
- 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがないこと

【事業要件】

- 3年間の事業計画があり、その間継続して営業することが見込まれる事業であること
- 小売業、飲食業、サービス業その他青梅市長が認めた事業であること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業でないこと
- 中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと
- 1週間当たり4日以上営業を行うこと
- 午前8時から午後7時までの時間帯を含む1日当たり5時間以上の営業を行うこと
- すでに市内で事業を営んでいる者が当該事業の廃止をし、または移転により新たに当該店舗以外の店舗で行う事業でないこと

青梅市空き店舗活用事業補助

